改正後	改正前
二　ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く。次号において同じ。）である部分にあっては、各専用部分の入居可能者数を一人とするものとし、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の入居可能世帯数を一世帯とするものであること。	二　ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く。第三号において同じ。）である部分にあっては、各専用部分の入居可能者数を一人とするものとし、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の入居可能世帯数を一世帯とするものであること。
三　（略）	三　（略）
四　ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の共用部分（以下この号において「共用部分」という。）に、前条第四号に掲げる設備等が備えられ、かつ、少なくとも一室の浴室が備えられていること。ただし、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、同号に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあっては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。）及びひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居世帯が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。	四　ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の共用部分（以下この号において単に「共用部分」という。）に、前条第一項第四号に掲げる設備等が備えられ、かつ、少なくとも一室の浴室が備えられていること。ただし、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、同号に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあっては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。）及びひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居世帯が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。
五　（略）	五　（略）

（平成二十三年国土交通省告示第千十五号の一部改正）

第三条　平成二十三年国土交通省告示第千十五号（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十六条の規定に基づく国土交通大臣が定める高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人等が講ずべき措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条の規定に基づく国土交通大臣が定める終身賃貸事業者が講ずべき措置	（新設）
高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条に規定する国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十六条に規定する国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。
一～四　（略）	一～四　（略）

（マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の一部改正）

第四条　マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針（平成二十六年国土交通省告示第千百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第八　売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項	第八　売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項
1・2　（略）	1・2　（略）
3　国及び地方公共団体が取り組むべき事項	3　国及び地方公共団体が取り組むべき事項
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。	ハ　地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。

附　則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。